

令和6年度スマート農業技術を活用した
たまねぎ生産拡大モデル実証業務

業務仕様書

令和6年4月

岩 手 県

1 本業務の概要

(1) 趣旨

本業務は、人口減少の進行により農業の担い手が減少する中、水田においてスマート農業技術を活用した土地利用型野菜の生産性向上対策のモデル実証を通じ、収益性の高い水田農業の実現を目指すものである。

(2) 本業務の内容

- ア 実証の実施に関すること
- イ 実証技術の効果の検証に関すること
- ウ 現地研修会の受入れに関すること

2 業務の仕様に関する事項

本業務の範囲は次のとおりとし、具体的な内容は提案事項を基本とする。

(1) 実証の実施に関すること

- ア 実証の内容は、県と協議・調整の上、決定するが、以下の課題に対応する技術を組み合わせた提案内容とすること。
 - (ア) 作業の省力化（自動操舵又は直進アシスト付きトラクターによる省力作業、ドローンを用いた防除作業等）
 - (イ) ほ場の排水対策（GPSレベラーを用いた表面排水、暗渠・明渠による排水等）
 - (ウ) その他単収向上等の課題解決に資する技術（栽培管理システムを用いた可変施肥等）

イ 実証ほ場の面積は概ね1ha以上とすること。

ウ 実証に必要な農業機械及び物品等を調達すること。

エ 実証に用いるドローン等の機械の利用にあたり必要な関係法令の許認可手続きを行うこと。

(2) 実証技術の効果の検証に関すること

- ア 費用対効果の分析を行うこと。分析にあたっては、労務費、資材費、運搬費、作業委託費等の経費を整理のうえ、技術の導入効果を総合的に検証すること。
- イ 作業の省力化技術の実証を行う際には、作業時間や作業人数等を記帳し、作業時間の削減効果等を分析すること。
- ウ 実績報告書を作成し、電子データ媒体等により県に提出すること。

(3) 現地研修会の受入れに関すること

- ア 実証ほ場は、県が別途開催する現地研修会の会場とすること。
- イ 実証ほ場は、公開とし、生産者等が見学できるよう配慮すること。
- ウ 実証の成績は、県の求めに応じて、研修会等で情報提供すること。

3 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する監理方法等必要事項を協議しなければならない。

また、受託者が委託する第三者についても、「企画提案実施要領」中、「3 参加者の資格に関する事項」に定める参加資格の要件(3)から(9)に準じること。

(2) 再委託の相手方

受託者は、(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めるとともに、可能な限り、障がい者の雇用又は社会参加が図られるよう、配慮するものとする。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるよう請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に対して書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

ア 本業務の実施により作成された報告書又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払が完了したときをもって受託者から県に移転することとする。

イ 本業務により生産された農産物の販売等の権利については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) その他

この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。